

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程

制定 平成16年4月1日 16規程第4号

(13規程第25号の全部改正)

最終改正 平成30年10月31日 30規程第14号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における試験研究等の推進を目的とした、研究所以外の研究機関、大学等からの研究者の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(外来研究員)

**第2条** 外来研究員とは、研究所以外の者であって、自己の知見、経験等を活かし、研究所において研究の推進（研究所の管理及び運営を除く。）に協力するために行う研究、調査、指導、助言等（以下「研究活動等」という。）を行う者で、原則として5年以上研究（修士及び博士課程を含む。）に従事した者をいう。

2 客員研究員とは、外来研究員のうち高度な専門的知識を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 公的研究機関の研究者で主任研究員以上の者
- 二 高等教育機関の准教授以上の者
- 三 その他の研究者で15年以上研究（修士及び博士課程を含む。）に従事し、前2号に掲げる者と同程度の能力を有する者
- 四 外国機関の研究者で、前各号に該当する者
- 五 理事長が特に認めた者

3 研究支援アドバイザーとは、外来研究員のうち特定の分野についての十分な知識及び経験を有する者であって、調査研究又は助言を行う者をいう。

4 産総研イノベーションコーディネータとは、外来研究員のうち地域の産学官連携に十分な知識及び経験を有する者であって、次の各号に掲げるいずれかに該当し、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、地域センター及びイノベーション推進本部（以下「地域センター等」という。）において技術マーケティング活動の支援又は助言を行う者をいう。

- 一 公設試験研究機関、産業支援機関その他地域センター等の長が認める機関（以下「公設試験研究機関等」という。）の業務に従事する者
- 二 公設試験研究機関等の業務に従事した者

5 協力研究員とは、外来研究員のうち客員研究員、研究支援アドバイザー及び産総研イノベーションコーディネータ以外の者をいう。

(受入基準)

**第3条** 研究所は、次に掲げる基準を満たすと認めたときは、外来研究員として受け入れるこ

とができる。

- 一 研究活動等が、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に規定する業務のいずれかに該当すること。
- 二 研究活動等が、経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲であること。
- 三 研究活動等の円滑な遂行に必要な能力を有していると認められること。

（外来研究員担当者）

**第4条** 研究所は、外来研究員を受け入れるにあたり、職員のうちから外来研究員担当者を指名する。

- 2 外来研究員担当者は、研究活動等の円滑な実施を図るため、研究活動等の実施状況の把握及び研究活動等に対する支援に係る業務を行う。

（客員研究員又は研究支援アドバイザーの招聘）

**第5条** 客員研究員を招聘しようとする役職員は、受入れを予定する研究ユニット（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。以下同じ。）の長の同意を得て、その者の履歴書1通とともに研究所に申請するものとする。

- 2 研究支援アドバイザーを招聘しようとする役職員は、受入れを予定する研究ユニット等（研究ユニット、組織規程第3章第2節に規定する本部組織に組織規則の定めるところにより置かれる部、室（コンプライアンス推進本部及び企画本部並びに部の下に置かれる室を除く。）、センター及びスクール、組織規程第3章第4節に規定する特別の組織に組織規則の定めるところにより置かれるユニット並びに地域センター等をいう。以下同じ。）の長の同意を得て、その者の履歴書1通とともに研究所に申請するものとする。

- 3 研究所は、高度な専門知識を有する者であって第2条第2項各号のいずれかに該当する又は特定の分野についての十分な知識及び経験を有する者であって、第3条に規定する条件を満たすと認めるときは、招聘する者の所属する機関の承認を得て、客員研究員又は研究支援アドバイザーを招聘することができる。

（産総研イノベーションコーディネータの招聘）

**第5条の2** 産総研イノベーションコーディネータを招聘しようとする役職員は、受入れを予定する地域センター等の長の同意を得て、その者の履歴書1通とともに研究所に申請するものとする。

- 2 研究所は、地域の産学官連携に十分な知識及び経験を有する者であって、第2条第4項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、第3条に規定する条件を満たすと認めるときは、招聘する者の所属する機関の承認を得て、産総研イノベーションコーディネータを招聘することができる。

（協力研究員の申請及び招聘）

**第6条** 外来研究員としての受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）又はその者が所属する機関が、国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員研究申請書（別紙様式第1）及び受入希望者の履歴書1通を研究所に提出した場合、研究所は、第3条を満たすと

認めるときは、協力研究員として承認することができる。

- 2 協力研究員を招聘するときは、外来研究員担当者が、研究ユニット等の長の承認を得て、その者の履歴書1通とともに研究所に申請する。研究所は、第3条を満たすと認めるときは、招聘する者の所属する機関の承認を得てこれを招聘することができる。

(外来研究員契約の締結)

**第7条** 研究所は、招聘する、又は受け入れる外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）と外来研究員受入れに関する契約（以下「外来研究員契約」という。）を締結する。ただし、第5条、第5条の2又は第6条第2項の規定により招聘する場合は、契約書の締結を省略することができる。

- 2 外来研究員契約の契約期間は、2年（独立行政法人日本学術振興会等において研究者等の受入期間があらかじめ定められている場合にあつては、当該期間）以内とする。ただし、研究所が必要と認めた場合は、契約期間を更新することができる。

(外来研究員の諸謝金等)

**第8条** 研究所は、別途定める要領に従い、第5条、第5条の2又は第6条第2項の規定により招聘している外来研究員に諸謝金等を支給することができる。

(外来研究員の義務)

**第9条** 外来研究員は、研究所及び外来研究員担当者の指示並びに研究所の規程その他の定めに従わなければならない。

- 2 外来研究員は、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）、種苗法（平成10年法律第83号）又は著作権法（昭和45年法律第48号）上の権利の確保が行われているものを除いて、研究活動等を通じて知ることができたすべての秘密について、外来研究員の契約期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

(設備等の持込み)

**第10条** 研究所は、外来研究員が研究活動等を行うのに必要な研究設備、消耗品等（以下「設備等」という。）を持ち込むことを、研究所が定める規程等の範囲で認めることができる。

(経費の負担)

**第11条** 第5条、第5条の2又は第6条第2項の規定により招聘する外来研究員に係る経費は、研究所が負担する。

- 2 第6条第1項の規定により受け入れた外来研究員に係る経費は、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところにより、外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）が負担する。

(外来研究員への損害賠償の請求)

**第12条** 外来研究員が故意又は重大な過失により研究所の施設、設備等に損害を与えた場合は、研究所は、その損害賠償を外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）に請求することができる。

(研究所への損害賠償の請求)

**第13条** 研究所の役員、職員及び契約職員が故意又は重大な過失により外来研究員の設備等に

損害を与えた場合は、外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）は、その損害賠償を研究所に請求することができる。

（外来研究員契約の解除）

**第14条** 研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、外来研究員契約を解除することができる。

- 一 研究活動等により、研究所の業務に重大な支障が生じた場合
- 二 天災その他やむを得ない事由により、研究活動等が困難となった場合
- 三 外来研究員がこの規程に違反した場合

2 研究所は、前項の規定により外来研究員契約を解除したときは、その旨を外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）に遅滞なく通知する。

（知的財産権の帰属等）

**第15条** 研究所と外来研究員（その者に所属機関がある場合は、その所属機関を含む。）との間に別段の合意がある場合を除き、研究活動等において行った発明等に係る知的財産権（国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利その他一切の知的財産権をいう。）は、研究所に帰属するものとする。

（外来研究成果の報告）

**第16条** 外来研究員は、外来研究員契約が満了したとき又は解除されたときは、遅滞なく、国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員成果報告書（別紙様式第2）1通を研究所に提出する。

#### 附 則（16規程第4号・全部改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に改正前の独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員規程（13規程第25号。以下「旧規程」とする。）第5条の規定により客員研究契約を締結した者は、契約期間終了までなお従前の例による。ただし、旧規程第6条による継続更新は行わない。

（独立行政法人産業技術総合研究所受託研究規程の一部改正）

3 独立行政法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

（独立行政法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程の一部改正）

4 独立行政法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

（独立産業技術総合研究所研究試料取扱規程の一部改正）

5 独立行政法人産業技術総合研究所研究試料取扱規程（13規程第21号）の一部を次のように

改正する。

第2条第1号中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

(独立行政法人産業技術総合研究所職員人事評価規程の一部改正)

6 独立行政法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

**附 則（17規程第73号・一部改正）**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（19規程第12号・一部改正）**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（21規程第37号・一部改正）**

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

**附 則（22規程第104号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（22規程第113号・一部改正）**

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則（24規程第27号・一部改正）**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（24規程第55号・一部改正）**

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

**附 則（27規程第49号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第120号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第42号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則（28規程第55号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

番 号  
平成 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員研究申請書  
(協力研究員)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○ 殿

申込者 住 所  
所 属 機 関 名  
代表者の職名・氏名 印  
受入希望者名 印

下記のとおり、貴所において外来研究を実施したいので、国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第6条第1項に基づいて申請します。

記

- 1 研究の題目
- 2 研究の目的
- 3 研究の内容及び目標
- 4 希望する研究期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 日間）
- 5 希望する研究実施場所
- 6 希望する外来研究員担当者  
所 属  
氏 名
- 7 その他  
事務担当者の連絡先

- 注 (1) 添付資料は、受入希望者の履歴書1通です。  
(2) 所属機関がない場合には、申込者欄に受入希望者の住所と氏名のみを記載して下さい。  
(3) この様式を継続更新の申し込みに使用する場合には、申込書の名称の下に「継続更新」という文字を付け加えて、記の4の欄には、更新を希望する期間を記載して下さい。

平成 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員成果報告書  
(外来研究員契約の解除・期間の満了)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○ 殿

外 来 研 究 員 印  
外来研究員担当者 印

客員研究が終了しましたので、国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第16条に基づいて、下記のとおり、外来研究の成果を報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 3 研究の概要
- 4 研究の成果の概要
- 5 その他  
研究を中止したときは、その理由

- 注 (1) 報告書の名称の下の「(外来研究員契約の解除・研究期間の満了)」の文字のうち、不要な文字を消して下さい。  
(2) 記の3及び4の事項は、別紙に記載して、この報告書に添付して差し支えありません。